

# Product Liability NEWS

PL 対策

検索



# 5号

4.Jun.2022



【発行元】

一般社団法人 PL対策推進協議会 (略称: APL)

〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町 35-28

TEL : 050-6865-5180 FAX : 022-247-8042

E-mail : c-japan@pl-taisaku.org

## 消費者月間と製品の安全

5月は消費者月間です。当協議会の前身団体NPO法人では消費者の方々とのイベントも行なっておりました。取扱説明書はもともと事業者の制作物であります。当時は消費者との間には問屋やお店があり、説明はお店がすることが一般的でした。例えばテレビが壊れたら買った近所の電気屋さんに頼み、故障も含めて全部を任せていました。このため、当時のテレビの取扱説明書(以下取説)はテレビの背面のポケットに入れていて配線図など電気屋さんが修理する際に必要な情報が書かれており、屋外からの配線、取り付け、調整などをしてもらうなど不具合があればいつでも来てくれました。ついでに電球を交換してくれたりご近所同士の良い関係でした。

今はネット、量販店、リサイクルショップ、ネットオークションなどで廉価で高性能製品が購入でき配達もしてくれます。開封後は返品できないものも多く、使用方法からお手入れ、修理も保証規定などに書いてある通りです。5年10年使うといつどこで誰が買ったのかもわからなくなり、製品寿命表示も分かりませんから壊れるまで使います。そういう時に起こるのが製品の欠陥で、例えば経年劣化で火災になる可能性もあります。ストーブの石油が給油時にキャップから漏れて内部に溢れたのに気づかず火災になった事例は今でも一向に減りません。国も年数がかなり経過した製品については市場残存率の低さからリコール回収を積極的に行わないことになっています。そしてリコールを伝える方法も、未だにテレビ、新聞社告、折り込み広告、全世帯は配布のハガキ、公共料金の利用料案内、そして最も多くはお金のかからない自社のwebサイトでの告知です。これは昭和の高度成長期の良き時代、「サザエさん」の方法です。高齢者だからそういうメディアを利用するとは一概に言えません。75歳までは

働きましようと言われる時代、ましてや新聞は配達されても見出しを見るだけで読まずにネットで見ている、その方が文字も大きく薄暗くとも見えます。寝たきりでも使えます。高齢者は確かに体力は衰えますが経験があります。若者は体力があっても経験が薄く、結局新聞だって記者や編集者、新聞社の規定で手を加えられていますから、「インターネット上の情報は不正確」ということも、不確実な情報です。

「消費者は正しい情報を得る権利」があり、商品や事業者情報、製品寿命を含め安全に関わる全ての情報を事業者は「伝えて理解してもらおう責任」があります。労働安全と製品安全の第一人者明治大学名誉教授向殿政男先生は「物は壊れ人は間違える」と明言されています。モバイル社会だからこそ「つくる責任」「売る責任」「つかう責任」で消費者に製品の安全な使い方、正しい使い方を伝えるための取扱説明書を見直しましょう。

(取扱説明書ガイドライン著者 渡辺吉明)



©APL2022.5 All Right Reserved by APL (APL前身団体JTDNA会員の作品 無断複製複製禁止)

## 新潟

### 新潟県県央地区製品安全対策セミナー受講してみた 新潟県県央地区担当 渋谷政道



去る5月18日（火）に燕三条地場産業振興センター主催の製品安全対策セミナーが久しぶりに地域開催されたので参加してきました。参加人数は50名程で製品安全に関心・意識を持っておられる地元企業様が参加されていたように感じられました。

セミナー内容としては、①製品安全対策優良企業表彰制度（PSアワード）についてと題して経済産業省商務情報政策局製品安全課の石曾根課長補佐よりPSアワードの概要と審査基準となる「4つの視点」視点1：安全な製品を製造・輸入（仕入・販売）するための取組 視点2：製品を安全に使用してもらうための取組 視点3：出荷後に安全上の問題が判明した際の取組 視点4：製品安全文化構築への取組 各ポイントを分かりやすく説明いただきました。詳しくは経済産業省製品安全対策優良企業表彰でインターネットで検索して調べてみてください。また当協議会にてもご相談を各地区担当理事が承っておりますのでお問合せください。経済産業省としても製品安全対策優良企業表彰制度（PSアワード）都道府県別受賞企業数が東京都・大阪府に続いて全国3位の新潟県に注視しております。

PSアワード受賞企業群のコミュニティ形成しそこを核とした製品安全市場の創出と製品事故の減少を図るとの発言がありました。今回のセミナーで担当者より【製品安全対策の自己宣言】を開始すると発表され、SDGsの自己宣言と似ていると個人的には思いましたが

素晴らしい施策だと感じました。国として規制はできないが自主性に任せ、製品安全取組をしているところは別扱いをしていきそうな新たな流れを感じました。今後の製品安全対策の国の動向に引き続き注視していきたいと思います。

セミナーはその後、第14回（令和2年度）優良賞受賞企業の地元企業(株)コロナ様の取組発表と燕三条地域製品安全対策優良賞受賞企業群（ニイガタ製品安全コミュニティ）の紹介そして長岡技術科学大学システム安全工学専攻 大塚准教授による「システム安全の概念に基づく未然防止システム設計」というテーマで「機能」と「リスク」の違いとはなどを分かりやすく説明いただきました。燕三条地域は「ものづくりのまち」として全国的に近年知れ渡ってきています。製品安全対策を地域文化として醸成し地域ブランドに繋げていくことでこの地域の新たな道が開けることとなります。そんな期待を込め新潟県県央地区製品安全対策セミナー受講報告とさせていただきます。

## 東京

### 「消費者の責任について考える～持続可能な社会のために～」開催

5月30日に昨年より当協議会と一財）電気安全環境研究所(JET)にて進めてきた内閣府SDGs官民連携プラットフォーム「安全（製品安全・消費者安全）とSDGs分科会2022年第1回」を開催しました。今後も11月には大阪開催を目指し継続して消費者団体と連携し調査を含め製品の安全に対する消費者意識を高めて参ります。（企画）

#### 【共同開催団体】

NACS 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

JEI 一般社団法人日本エシカル推進協議会

JET 一般財団法人電気安全環境研究所

APL 一般社団法人PL対策推進協議会

※詳細は当協議会イベント情報をご参照ください。

<https://pl-taisaku.org/wp-content/uploads/2022/05/jebunnkakai.pdf>

## 製品リコール研究部会 2022 年度第 1 回開催

製品リコール研究部会では 2018 年からリコール検討委員会を設置し、農作業、建築作業などの事故と製品リコールについて研究をしてきました。昨年火災などについてリチウムイオン電池使用製品の問題が明確になりました。作業機械なども電池化が進んでおり、ホームセンター、ネットで購入できることで「消費生活用製品の定義」の下、調査を行い経済産業省事故対策室と確認を取ってまいりました。4 月 15 日の当協議会の大会で望月知子室長が最新情報として PSE の古い規定を削除することなどを発表されました。さらに「消費生活用製品リコールハンドブック 2019」によるリコールの成果を取りまとめ、公表しこれらを参考に、消費生活用製品のリコールについて実態を確認しました。

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/system/jireisyuu2022.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/jireisyuu2022.pdf)

この内容では下記のような視点でまとめられています。

- 実施の判断と実施に関わる組織体制
- 実施する方法 ○費用や効果
- 課題 ○自由意見など

注目することは、2009 年にリコール法制度が開始され 10 年以上経った今でも、告知手段としては個人を特定できる場合は電話やメール、直接訪問など、さらに不特定多数にはテレビや新聞などのマスメディア、全世帯配布のチラシやハガキ、店舗へのポスター掲示などであり、ユーザー情報があれば成功率も高いものの、不明な場合は経費がかかるものほど効果も低く、費用がかからないことで最も実施率の高い自社サイトでの告知ではほぼ効果がないことです。

製品が中古市場、10 年以上経つものは探す手立てがないことや、リコール保険の契約率も 25% であり多く

は準備金を貯蓄し、資産で確保していることが判明しました。大手の資金力のある事業者が主体の調査なので、中小企業では貯蓄ではなくその都度資金調達を余儀なくされているようです。

2009 年当時と今では全く生活も事業環境も異なり、超スマート社会においては、昭和・平成の方法ではもはや実施効果がないことが明確になっています。メールも SNS も進化していますが、個人情報の扱いはさらに厳しくなります。その上で、消費者に伝えるべき情報をどのように行うのかは今後の企業経営にも大きく影響するものと思われます。部会については本年度より食品リコールに重きを置き、別途ご案内の「製品リコール研究部会 2022 年度第 1 回」を 6 月 27 日（月）午後、開催します。テーマは食品リコールで、学会員の東京海洋大学 松本 隆志教授が発表されます。

（事務局）

## 一社）PL 研究学会第 8 回大会開催の予定

本年は下記の要領で開催を計画しています。コロナ感染も収束する傾向ですので、ぜひ会場にご参集ください。zoom 配信も予定していますが、会場のネット環境が悪いため当方では解決できない事態で配信品質が落ちる場合があります。また、会場にて発表者などの情報交換が大変重要です。一年に一度の機会ですのでお待ち申し上げております。

開催日：2022 年 7 月 29 日（金）

12 時 30 分受付開始 13 時開始（終了予定 16 時）

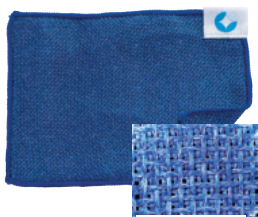
開催場所：板橋グリーンホール

（都営三田線板橋区役所前駅、東武東上線大山駅徒歩 5 分）

zoom 定員（80 名）会場参加 60 名

## COVID-19 の感染未然防止

銅イオンの驚異的なコロナウイルスの不活性化効果が北米の専門機関で証明されています。新潟大学院との挙動研究で特許を取得しています。髪の毛より細い銅を糸に巻きつけ布上にした銅繊維 f フィルターです。



株式会社 ナガオカ・リコー

〒955-0081 新潟県三条市東裏館 2-17-15

<https://www.nagaoka-rikoh.co.jp>



GS1QR scodt

はじめませんか?  
スプーン1杯の  
健康習慣

JOAN  
INTERNATIONAL

ジョアンインターナショナル  
03-3903-7607



ガッティ家のオリーブオイル

検索

GS1QR scodt

## 「PL 検定初級テキスト 2022」完成

「最新！ PL 対策解説書 2022」の上梓に並行し、「PL 検定初級テキスト」を改訂し、刷新致しました。改訂作業は、検定委員会の教科書作成部会によります。

以下、新しいテキストの目次に沿って紹介致します。

1. 社会、産業構造の変化
  - ・消費者社会における製品安全
  - ・ポジティブインセンティブを目指す企業経営
2. PL 対策
  - ・「PL 対策」の定義、消費者基本法、製造物責任 (PL) 法、取引 DPF 新法、
  - ・製造者・販売者と使用者・購入者との関係
  - ・ISO/IEC Guide51
3. 具体的な取り組み
  - ・PL とデザインの関係、
  - ・過去の PL 訴訟、リコールなどの考察
  - ・本質安全設計「ものは壊れる、人は間違える」
  - ・品質について
4. 製品事故未然防止のための体制整備
  - ・P(企画)、D(設計)、C(製造)、A(品質保証)、
5. 製品事故未然防止策 (PLP) と製品事故再発防止策 (PLD)
  - ・品質保証の取り組みのスマート化
6. 品質保証と製品自主回収・リコールについて
  - ・確実な未然防止を実行する
  - ・自主回収とリコールの違い
7. 取扱説明書の改善
  - ・目的と機能
8. 表示対策
9. 製品安全のスマート化は本体表示の高機能化で実現！

以上、PL 検定の詳しいご案内は、協議会 Web サイト「PL 検定」で検索してください。

(PL 検定委員会)

## 取扱説明書ガイドライン 2022 検討委員会の開催

当協議会の取扱説明書は 2005 年に設立された NPO 法人日本テクニカルデザイナーズ協会 (JTDNA) にて 2009 年に設立者渡辺吉明 (現在の当協議会会長) が執筆し出版。その後 2011 年、2015 年と改訂出版に続いて 2015 年に設立された(社)PL 研究学会によって 2016 年に改訂し出版いたしました。

その後、2018 年に「事業用の産業機械も一般販路で販売されると消費生活用製品として消費者安全法の規制対象となりました。これを受け、これまでの家庭用品などから電動工具や農作業機械なども対象となることや電子データ (PDF など) で製品本体表示の QR コードをモバイルで閲覧するなどの DX 化が進み、カラー対応、記号などの確認を、一昨年から講習会などを通し調査してきました。

これらの取り組みを整理し、本年度からは当協議会出版物として「取扱説明書ガイドライン 2022」を出版することを著作者より申し出があり、内容の公平性などを図るため、委員会を設置しましたことを報告します。

2022 年 5 月 23 日

取扱説明書ガイドライン 2022 検討委員会

委員長：渡辺吉明

編集委員：渋谷政道、渡辺欣洋、椿克美、中島修、  
山岸義彦、菅野裕

技術的な内容も多くなり研究者である著作者が委員長となりましたので多くの方に点検いただくことにいたしました。委員会は FaceBookMessenger 「APL 取扱説明書ガイドライン 2022 検討委員会」を立ち上げ、委員との意見、データの交換などを守秘性を高め迅速に行っております。なお、実務との整合性を確認するために賛助会員、正会員などにも意見を伺い、データは逐一上記グループウェアにて共有し、校正などを進めます。出版予定は 2022 年 7 月中旬とします。

(取扱説明書検討委員会)

# 製品安全対策の表彰制度を利用しましょう

APL  
PLnews

2022年 5月号

第16回

## 製品安全対策優良企業表彰(PSアワード)

企業や団体の製品安全への優れた取組を募集し、表彰しています。  
あなたの会社の製品安全対策をご紹介ください。



お客様を守る、そのひたむきな取組に輝きを

募集期間 令和4年5月9日(月)～7月29日(金)

本年度の製品安全対策優良企業表彰の募集が始まりました。この制度は製品安全対策を積極的に取り組んでいる事業者(製造者、輸入事業者、流通小売事業者、団体など)を表彰し、その企業アピールを国が積極的に行います。特に、ESG投資などにも深く関わることで経団連や金融機関などにも関心が高まっています。無料で多くの視点でのアドバイスをいただけますから初年度はまず点検を兼ねて応募することも有効です。どのような取組をすれば良いのか、例えば今年以下記のような視点が注目されます。

- 高齢者や子どもの製品事故とは何か、どのような具体的な取組をしているか。
- 情報技術の新技术を活かした製品安全の実現やサイレントチェンジ対策はできているか。

当協議会はこれらのほぼ全ての対策を具体的に示し、実際に多くの企業が受賞しています。

### 令和4年度応募者へのメッセージ

- 次のような取組を特に評価しますので、ぜひアピールしてください。
  - ・高齢者、子どもの製品事故の未然防止に向けた取組
  - ・情報技術等の新技术を活かした製品安全の実現、それらの新技术がもたらす課題への対応
  - ・サイレントチェンジ対策をはじめとした製品安全実現に向けたサプライチェーン全体の管理
- 応募書類においては、製品安全に関する具体的な取組を記載ください。
  - ・次ページ下段の補足説明も併せてご参照ください



より多くの事業者がエントリーできるよう、当協議会では、全力でご支援する体制を整えております。この取組みを可視化して行う企業と自らは取組みを行わない企業とでは国も差別化を行うと明言し、ポジティブインセンティブ経営を推奨しています。

特に、消費生活用製品の定義が変更され、産業用機械なども一般に誰でもネットやホームセンター、中古市場で買えるものは消費生活用製品安全法とそのネガティブリストの電気用品安全法などの安全法により規制対象となります。機械ももはや消費者安全を無視できる時代ではなくなりました。相談会などを予定していますので、当協議会のサイトよりAPLメルマガにご登録ください。

メルマガ登録はこちらから

<https://www.itm-asp.com/form/?277>



取扱説明書、本体表示、scodtのご利用のご相談承っています。



私たちは、お客様のご要望を「まるごと、しっかり」引き受ける三条印刷の「まるしか隊」です。

おかげさまで80周年  
80th

Sanjo nsatsu 三条印刷株式会社

■営業品目 / ポスター・パンフレット・チラシ・出版(作品集・書籍・記念誌)・広告代理店 他

本社：〒955-0072 新潟県三条市元町9番3号

TEL (0256)32-2281 (代) FAX (0256)32-2670

URL <https://sanjo-prn.co.jp>



- 新潟支社
- 長岡支店
- 関越営業所
- 上越営業所
- 高崎営業所

木製家具で常に新しい生活空間を創造

# カリモク家具

〒470-2191

愛知県知多郡東浦町大字藤江字皆栄町108番地

<https://www.karimoku.co.jp>

## 6月に会員向け講習を開催します

「最新！PL対策解説書2022」が上梓され、最新の「超スマート社会での製品安全の取り組み」を解説しております。これまで初級、上級の検定を受験し会員（個人・法人）になられている皆様に、フォローアップとして改めて新しい内容で学習する機会を設けることとしました。（一般の方も受講できます）

新しいPL検定初級テキストを利用し、体制整備やリコール対策を学んでいただく基礎講座、「最新！PL対策解説書2022」を使用し、より具体的な内容を学べる専門講座に分かれています。基礎講座は初級合格者向け、専門講座は上級合格者向けとなっております。

また、HPや巻末のアンケートにお答えいただくと、基礎講座のうち1つを無料で受講することができます。

以前学習した検定の内容からさらに「製品事故未然防止のための体制整備」などを追加しました。この機会に是非最新のPL対策を学んでみてはいかがでしょうか。お申込みをお待ちしております。

## 講座と開設日

zoomによるオンライン受講となっております。

最新！PL対策 基礎講座 体制整備について

6月7日（火）午後3時～5時

- ・講師 山岸義彦理事
- ・受講料（税込） 一般10,000円 会員3,000円

最新！PL対策 専門講座 (1)

6月10日（金）午後3時～5時

- ・講師 渡辺吉明会長
  - ・受講料（税込） 一般20,000円 会員5,000円
- ※解説書をお持ちでない方は購入する必要があります。

最新！PL対策 基礎講座 製品リコール対策について

6月14日（火）午後3時～5時

- ・講師 菅野裕理事
- ・受講料（税込） 一般10,000円 会員3,000円

最新！PL対策 専門講座 (2)

6月17日（金）午後3時～5時

- ・講師 渡辺吉明会長
  - ・受講料（税込） 一般20,000円 会員5,000円
- ※解説書をお持ちでない方は購入する必要があります。

取扱説明書 基礎講座

6月21日（火）午後3時～5時

- ・講師 渡辺欣洋理事
- ・受講料（税込） 一般10,000円 会員3,000円

取扱説明書 専門講座

6月24日（金）午後3時～5時

- ・講師 山岸義彦理事、菅野裕理事
- ・受講料 一般20,000円 会員5,000円

※別途取扱説明書ガイドライン2022が必要です。

お申込みはこちらから

<https://pl-taisaku.org/?p=4104>



## Amazonの出品登録作業における新法の影響

「最新！PL対策解説書2022」をAmazonでも販売することになりました。インターネットモール事業者を対象にした「取引DPF（デジタルプラットフォーム）新法」がデジタル庁の立案、消費者庁所管で施行されたことはPLnews 2号にてお伝えしました。

DPFの運営するサイトでの販売事業者の情報の不足や情報の信頼性の確認ができない場合は、DPF事業者は一方的に広告を削除できる事となり、その民事賠償責任も生じません。

このため、今回事務局にてAmazonでの解説書の販売の手続きをする際に、本人確認のための運転免許証、登録住所への郵送確認・指定コードの入力、銀行口座の通帳記録提示、併せて二度のビデオ通話による確認が行われ、法律順守が確認できました。

このことによって、「製品の安全に資する表示の違反は許さない」という消費者政策の強い姿勢として売る側の責任の重さを痛感しています。SDGs12「つくる責任 つかう責任」とありますがこれからは「売る責任」も問われる時代になりました。

（事務局 山岸義彦）

## 農作業事故は消費生活用製品の事故か？

消費者庁・経済産業省発行「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説～事業者用ハンドブック2018～」より抜粋

>><http://urx.blue/vzxm>



### p9 消費生活用製品の定義

◇消費生活用製品安全法第2条第1項において消費生活用製品とは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）」と定義されています。

◇一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されている製品で、別表に掲げるもの以外は、全て法の対象製品となります。

◇消費生活用製品安全法では、別表に掲げる消費生活用製品から除外される製品について明確にしていますが、消費生活用製品そのものを限定していません。これは、技術革新等によって新製品が次々と出る度に、消費生活用製品として追加していくことは事実上困難であり、一般消費者の安全の確保に支障を来すことがないように、消費生活用製品から除外される製品のみを限定して明示するネガティブリスト方式を採用したためです。

推論1：これまでのこの定義は「家庭で使用することを目的とした製品」としていましたが、だれでも買えるものは産業機械であってもこの定義においては消費生活用製品となります。

### p13 業務用製品として販売されていることの目安はありますか。

例えば、

イ) 販売時に、事業用途として使用していることを確認している

ロ) 製品の販売先はあらかじめ決まっておき、事業者限定されている

ハ) 製品の大きさ、金額等から一般消費者が購入するものではないことが明らかなもの

などが業務用製品として販売されることの目安です。

推論2：上記がいわゆる業務用製品として労働安全衛生法により善管管理義務が雇用責任者に課せられており、一人農家など自営業の場合、雇用責任者が存在しないので家庭菜園でもその延長の農作業でも「労働者」とはならず消費者になります。そのもとで下記を読み取ります。

### p17 電動工具など、DIY用の製品

**対象** 工事現場、建設現場等で使用できるようなものであっても、ホームセンターや通信販売で一般消費者向けに販売されている製品は、消費生活用製品に該当します。

**非対象** 一般消費者では、操作や管理が困難で、特殊な技能や資格等が必要とされ、一般消費者が購入できないものは、消費生活用製品には該当しません。

### p22 農業機械を一般の家庭菜園で使用し、足を挟んで重傷を負った。

**対象** 一般消費者が農業用機械を、ホームセンター等で購入し、使用したことで発生した重大製品事故は、報告の対象になります。

**非対象** 農家が、農業用機械を農業のために購入（※1）し、事故にあった場合には、業務用製品による業務事故となりますので、報告の対象外となります。

※1 次のような点が論点となります。

1. どの経路で購入したか
2. その際の購入者の資格、知識、経験などを想定し使用して安全かどうかを販売者が確認したか
3. 事故原因が明らかに身勝手な使用によるものか、知識や情報が少ないために起こったことか
4. それらを証明する根拠が製造販売した事業者が推論ではなく論理的、技術的に説明できるか



AGRI 熊本より



<https://www.idech.co.jp/news/3220/>

# アンケートにご協力ください

AFL  
PLnews

2022年 5月号

当協議会では使用者の製品安全に関する意識調査としてアンケートを実施しています。今回のテーマは消費者にとっても身近な「取扱説明書」に関するアンケートとなっています。お答えいただいた方は6月に開催される会員向け基礎講習を1つ無料で受講できます。是非アンケートにご協力ください。

## 使用者の取扱説明書に関するアンケート

### 性別

男性 女性

### 年齢

20歳未満 20～39歳 40～49歳  
50～59歳 60～69歳 70歳以上

### 1. 取扱説明書は読みますか。

読む 読まない

その他： \_\_\_\_\_

### 2. 1で「読む」と答えた方にお聞きします。読む目的はなんですか。(複数回答可)

使い方を確認する 禁止事項を確認する  
使い方がわからなくなったときに見る  
トラブルが生じたときに解決方法を知るために読む  
その他： \_\_\_\_\_

### 3. 1で「読まない」と答えた方にお聞きします。読まない理由はなんですか。(複数回答可)

読まなくても使い方がわかる 読んでも意味が分からない  
見ただけで読みたく無くなる  
おかしな注意が書いてある 読みたい時に手元にない  
その他： \_\_\_\_\_

### 4. 取扱説明書が必要なときにすぐ探せますか。

はい いいえ わからない

### 5. 製品に貼ったQRコードで取説が読めたら利用しますか。

利用する 保管が必要なくなるので助かる  
必要なときに探さなくていいので便利そう  
今まで通りの紙の取説が良い  
面倒くさいので利用しない  
その他： \_\_\_\_\_

### 6. 製品に貼ってある注意喚起ラベルは役に立っていますか。

役に立っている 役に立っていない  
その他： \_\_\_\_\_

### 7. 購入時に製品の安全についての説明を受けていますか。

受けている 受けていない  
その他： \_\_\_\_\_

アンケートにお答えいただいた方は基礎講座1回無料！  
受講を希望する講座にチェックを入れてください。

### 希望講座(6ページにてご案内しています)

最新！PL対策 基礎講座 体制整備について  
最新！PL対策 基礎講座 製品リコール対策  
取扱説明書 基礎講座

氏名 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

協議会のHPからもアンケートを実施しています。

<https://forms.gle/w9NPv3ZsfB8TKaMXA>

FAXでの受付は 022-247-8042



最新！PL対策解説書2022  
税込5,280円

これ一冊で、最新のPL対策  
まるわかり！

ポジティブインセンティブ規制、ポジティブリスト化する法律や基準、急速に進む流通小売の動向など、製品安全の最前線で27年に及ぶPL対策の第一人者R&Dスペシャリストが書き下ろした実務書です。

- このような社会に対応するための体制整備
- それを裏付ける本質安全(Safety2.0)
- 企画～設計～製造～品質保証
- 製品安全スマート化など

皆様の業務改善、体制維持などの全てが書かれています。取扱説明書ガイドライン2022(7月出版予定)と併せて万全の最新のPL対策にお役立てください。

購入はこちらから  
<https://pltaisaku.official.ec>

